

宝達志水町通学路交通安全プログラム

～通学路の安全確保に関する取組の方針～

平成27年8月26日

平成28年9月13日一部追加

平成29年7月18日一部追加

平成30年8月10日一部追加

令和元年7月30日一部追加

令和2年7月30日一部追加

令和3年8月5日一部追加

令和4年8月9日一部追加

令和5年8月29日一部追加

令和6年1月25日一部追加

宝達志水町通学路安全対策協議会

1 プログラムの目的

平成24年、全国で登下校中の児童生徒が死傷する事故が相次いで発生したことから、平成24年8月に各小学校の通学路において関係機関と連携して緊急合同点検を実施し、必要な対策内容についても関係機関で協議してきました。

引き続き通学路の安全確保に向けた取組を行うため、このたび、関係機関の連携体制を構築し、「宝達志水町通学路交通安全プログラム」を策定しました。

今後は、本プログラムに基づき、関係機関が連携して、児童生徒が安全に通学できるように通学路の安全確保を図っていきます。

2 通学路安全対策協議会の設置

関係機関の連携を図るため、以下をメンバーとする「宝達志水町通学路安全対策協議会」を設置する。

羽咋警察署、石川県羽咋土木事務所、通学路安全対策アドバイザー、宝達志水町交通安全協会、対象小中学校中核教員、宝達志水町教育委員会、宝達志水町環境安全課、宝達志水町地域整備課

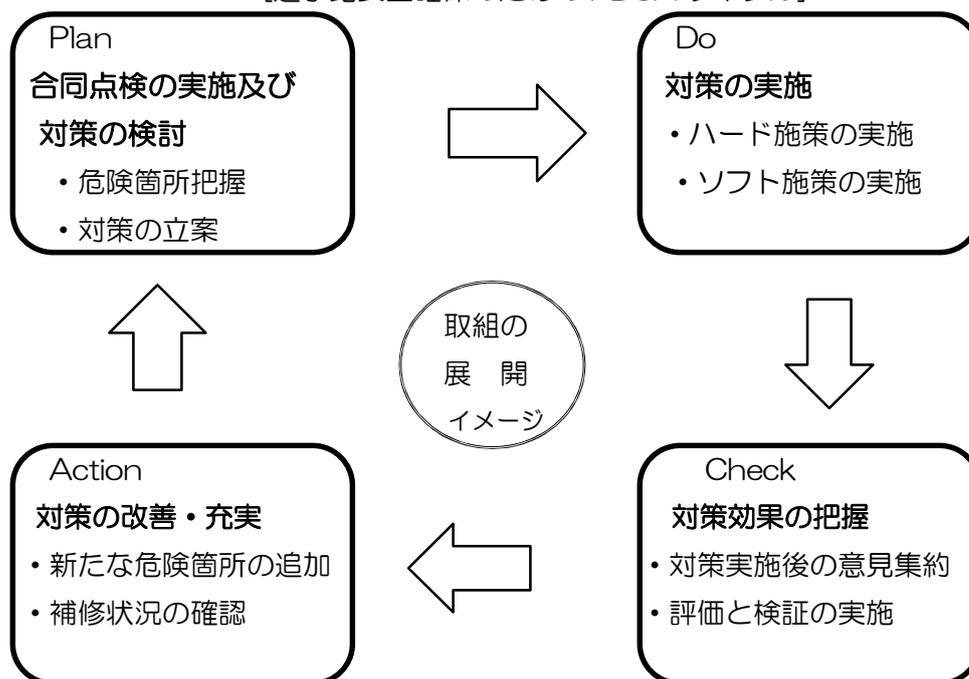
3 取組方針

(1) 基本的な考え方

継続的に通学路の安全を確保するため、合同点検を実施するとともに、対策実施後の対策把握を行い、対策の改善・充実を図る。

これらの取組をPDCAサイクルとして繰り返し実施し、通学路の安全性の向上を図る。

[通学路安全確保のためのPDCAサイクル]



(2) 定期的な合同点検

① 合同点検の実施時期等

- 毎年、町内小中学校の内、1～2校の合同点検を実施する。
- 3年に1回、全小中学校を対象に合同点検を実施する。

② 合同点検の体制

- 宝達志水町通学路安全対策協議会で合同点検を行う。小中学校の担当者は合同点検前に危険箇所等の調査を行い教育委員会に報告する。

(3) 対策の検討

合同点検の結果から明らかになった対策必要箇所について、箇所ごとに歩道整備や防護柵設置等のハード対策や交通規制や交通安全教育等のソフト対策など対策必要箇所に応じて具体的な実施メニューを検討する。

(4) 対策の実施

対策が円滑に進むよう、関係者間で連携を図る。

(5) 対策効果の把握

合同点検結果に基づく対策実施後の箇所等について、実際に期待した効果が上がっているのか、また児童生徒等が安全になっているのかを確認するため、学校関係者の意見を集約し対策効果の把握を行う。

(6) 対策の改善・充実

対策実施後も、合同点検や効果把握の結果を踏まえて、対策内容の改善・充実を図る。

4 箇所図、箇所一覧表の公表

小中学校ごとの点検結果や対策内容については、関係者間で認識を共有するために各学校ごとの「対策箇所一覧表」及び「対策箇所図」を作成し、公表する。